

社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会地域いきいき福祉活動事業 助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大字又は自治会単位において、地域のボランティア、民生委員・児童委員、いきいきクラブ、子ども会、大字又は自治会関係者（以下「関係者等」という。）が連携して推進する地域の見守り活動、支え合い活動、地域支援活動及び新規立ち上げ活動（以下「地域いきいき福祉活動事業」という。）に対して、社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、予算の定める範囲において助成金の交付をすることについて必要な事項を定めるものとする。

(実施組織)

第2条 地域いきいき福祉活動事業の対象となる組織（以下「実施組織」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす組織とする。

- (1) 地域のボランティア、民生委員・児童委員、いきいきクラブ会員、子ども会会員、自治会の関係者等で構成される組織又はこれに類する実施組織であること。
- (2) 実施組織又はその構成員が、阿久比町暴力団排除条例（平成23年12月26日阿久比町条例第20号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

2 実施組織は、大字又は自治会に認知された関係者等の組織とする。

(事業内容)

第3条 地域いきいき福祉活動事業の内容は、実施組織が地域住民を対象に行う次の各号に掲げる事業内容とする。

- (1) 見守り活動は、社会的孤立を防止するために一人暮らしや高齢者世帯及び希望者等を定期的に訪問する活動とする。
- (2) 支え合い活動は、社会的孤立を防止するために地域住民が地域の集会所等に参加する活動とする。
- (3) 地域支援活動とは、地域の課題を解決する見守り活動や支え合い活動以外の地域活動とする。
- (4) 新規立ち上げ活動とは、次に定める活動とする。

ア この活動は、見守り活動、支え合い活動及び地域支援活動を始めようとする実施組織の組織づくりに必要な活動とする。

イ この活動は、地域いきいき福祉活動事業を効果的に推進するため、本会の助言及び活動支援を受けて行う活動とする。

ウ この活動は、活動開始年度のみ活動とする。

(本会の役割)

第4条 本会は、助成金の交付と併せて必要に応じた次に定める支援を行うものとする。

- (1) 活動内容に関する助言、企画、立案、実施等に関する協力
- (2) 関係機関等の連絡調整及び連携の支援
- (3) その他必要な支援

(助成会計年度)

第5条 助成会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成額)

第6条 地域いきいき福祉活動事業に係る助成額は、毎会計年度次に掲げる活動の中から活動を1つ実施すると上限30,000円、2つ以上の活動を実施すると上限60,000円を限度に助成する。

- (1) 見守り活動
- (2) 支え合い活動
- (3) 地域支援活動
- (4) 新規立ち上げ活動

(交付条件)

第7条 この要綱による助成金交付の条件は、次に定めるいずれにも該当するものとする。

- (1) 活動に応じて関係者等と連携し、事業を行うものとする。
- (2) 代表者と助成金に関する会計が、明確であるものとする。

(助成対象経費)

第8条 地域いきいき福祉活動事業に係る助成対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 諸謝金 (講師等への謝金)
- (2) 旅費交通費 (移動に係る車両燃料費を含む)
- (3) 消耗品費 (単価100,000円未満のもの)
- (4) 印刷製本費 (資料、チラシ等の印刷代)
- (5) 通信運搬費 (切手、ハガキ代等)
- (6) 会議費 (会議時の茶菓子代等)

(7) 運営費 (会場使用料、会場の水道光熱費、機器等賃借料等)

2 次に係る経費は、助成対象経費としない。

(1) 役員報償

(2) 職員給料

(3) 食料費

(4) 備品 (1つの備品価額が100,000円以上のもの)

(交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする実施組織は、地域いきいき福祉活動事業助成金の交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる関係書類を添えて、本会会長(以下「会長」という。)へ申請しなければならない。

(1) 地域いきいき福祉活動協力者名簿

(2) 地域いきいき福祉活動事業計画書

(3) 地域いきいき福祉活動事業収支予算書

(4) その他会長が必要と認める書類

(助成決定)

第10条 助成の申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を受けようとする者に地域いきいき福祉活動事業助成金決定通知書(別記第2号様式)を交付する。

(概算払)

第11条 会長が必要と認めるときは、前条の規定に基づいて助成決定した金額を概算払いすることができる。

2 助成金の概算払を受けようとする者は、地域いきいき福祉活動事業助成金請求書(別記第3号様式)を会長に提出する。

(事業報告)

第12条 助成金の概算払を受けた者は、事業実績報告を翌年4月10日までに地域いきいき福祉活動事業助成金実績報告書(別記第4号様式)に次に掲げる関係書類を添えて、会長に報告しなければならない。

(1) 地域いきいき福祉活動事業実績報告書

(2) 地域いきいき福祉活動事業収支決算書

(3) 領収書の原本

(4) その他会長が必要と認める書類

(交付決定の取り消し又は助成金の返還)

第13条 会長は、助成金の概算払いを受けた者が次に掲げるいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部の取り消し若しくは交付した助成金の全部又は一部の返還をさせることができる。

- (1) 助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2) 助成金を交付の目的以外に使用したとき
- (3) 助成金の運用が不適切と認めたとき
(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。